心の絆　初夏のおたより

2022年5月発行
（第13号）

cocoronokizunacocoronokizunacocoronokizunacocoronokizunacocoronokizunacocoronokizunacocoronokizunacocoronokizunacocoronokizuna

ごあいさつ

理事長　塚　永行

長引くコロナ禍、大国ロシアが小国のウクライナを攻め続ける暗いニュースが続く毎日ですね。心がゆううつになり、しぼんでくることもあるでしょう。「他人事の出来事」ではなく、「自分のこと」と捉えるからこそ身近に考え、寄り添う気持ちや優しさが生まれてくるものです。

春が来ました。少しでも明るいきざしを発見して、乗り越えていきましょう。

令和４年４月

電話見守り活動の報告

心の絆ネットワークを任意後見人として契約しておられる方へ定期的に連絡をとろうということで、電話での見守り活動をおこないました。施設ではなく自宅で暮らしている方へ電話をかけ、生活や健康の状況をたずね、ご本人のお話を聞くことから始めました。

活動を始めるにあたって、市民後見人養成講座の修了生に連絡し４名の方から希望がありました。７月末に研修会をおこない、そのうちの２名が実際に活動にご協力くださいました。１～２か月に１回のペースで計４日をおこないました。

「つながっていること、心の絆の存在があるから安心できる」、「もう契約が切れていると思っていたけど、関係は続いているのですね」と言われた方、電話をかけると「忙しいのに」と言われながらも「まだ電話していいですか？いいよ」といった声がありました。

実は全国のデータでは、任意後見契約者のフォローが行き届かず、連絡をとったときには既に亡くなっておられたというケースが２割くらいあるという話です。心の絆ネットワークはそういう事のないよう、しっかりフォローを続けていきます。

豆知識　死亡届は誰が出せる!?

死亡届は通常、親族が出すことが多いですね。親族がいない場合、いても遠方で出してもらえないことも多い時代です。では、死亡届は誰が出せるのでしょうか。
法務省のホームページによると**死亡届が出せる人**として、**親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人等、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者** となっています。

任意後見人として死亡届を出したとき・・・
葬儀社さんが初めてのケースで戸惑っておられ、翌日やっと行政からの助言をもらい、任意後見人として心の絆ネットワークが届出人となった。その時、任意後見の登記原本か公正証書の原本が必要と言われた。行政も初めてのケースで時間をかけて調べてくれた。担当者は親身になって対応してくれた。

親族であっても・・・
死亡届を親族（日頃やりとりのなかった方）に出してもらうため連絡をとろうとしたが、残されたメモの住所が間違っており、親族となかなか連絡がとれなかった。また死亡届にはその方の生年月日の記入をしないといけないが、わからないため住民票をとることにまでなってしまった。

誰もいなくて・・・
任意後見受任者は届出人になれないと思い込んでおり（本当はなれる）誰もいないため、葬儀社さんが届出人になってくれた。

葬儀の執行者（喪主）であっても・・・
喪主は、縁戚者が引き受けてくださったものの、戸籍上は関係がないため火葬許可申請者にはなれないことが判明。結局、誰もいないため後見人が死亡届と火葬許可申請書を申請することに。登記事項証明を急いで取りに帰った。

関連団体の紹介

実りある終活

子供が遠方住まい、夫（妻）が高齢、身寄りがないなど、死後の煩雑な手続きが不安な人をサポートする㈱みのり。同社が身元保証人・身元引受人となり、行政や葬儀社、成年後見人では対応できないことまで行います。
例えば借りていた部屋の清掃代や利用していた施設・病院の費用の清算、遺品整理など、死後の盲点となりやすい部分の手続きなどに対応。皆様の思いを反映させて円滑に実行するため、生前に死後事務委任契約書を作成することをおすすめします。事前に必要資金が分かり安心です。

株式会社 みのり

みのり終活

【発行責任者】　特定非営利活動法人
心の絆ネットワーク
理事長　塚　永行

〒730-0013　広島市中区八丁堀 6-11　グレイスビル 2F
TEL 082-221-8606・FAX 082-224-5032
http://cocoronokizuna.sakura.ne.jp/